

平成 21 年 11 月 24 日
新潟市水道局
業務部財務課

関係各位

支払日の追加について（お知らせ）

平成 21 年度新潟市上期景況調査によれば景況は依然として厳しさが続いており、年末・年度末に向け市内事業所の資金繰りも不透明な状況にあるとされています。

このような状況を踏まえ、水道局では、企業の資金繰りの負担軽減の一助となるよう、早期支払いの観点から、下記のとおり支払日を追加することといたしましたのでお知らせします。

なお、この度の支払日の追加は、平成 21 年 12 月のみの限定措置となりますので、ご了承ください。

記

1. 水道局が支払う代金（工事、物品、委託等）の支払日を月 3 回から月 5 回に増やします。

通常の月の支払日	5 日，15 日，25 日（休日の場合は翌営業日）
平成 21 年 12 月の支払日	上記に加えて 10 日，21 日を追加